

財団法人 千葉県産業振興センター 寄附行為

(沿 革)

昭和49年 3月28日改正

昭和50年 8月26日改正

昭和52年 4月 8日改正

昭和54年 3月31日改正

昭和54年 7月31日改正

昭和58年 3月25日改正

昭和58年 7月18日改正

昭和59年 3月28日改正

昭和60年 3月15日改正

昭和61年 3月15日改正

昭和61年10月 1日改正

平成 2年 3月26日改正

平成12年 3月22日改正

平成16年 3月18日改正

平成16年 7月28日改正

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人千葉県産業振興センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地に事務所を置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、産業界、学術機関及び行政機関の緊密かつ適正な連携のもとに、産業技術の振興、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援することにより、千葉県産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 産業振興に係る企画及び総合的支援に関する事業

(2) 産・学・官の交流に関する事業

(3) 技術開発、技術交流及び技術移転の促進に関する事業

(4) 人材の育成及び交流並びにこれらと一体的に行う就業支援に関する事業

(5) 中小企業への総合的経営支援に関する事業

(6) 下請中小企業の振興に関する事業

(7) 創造的中小企業の育成支援等に関する事業

(8) 中小企業者が行う事業の用に供する設備の購入及び貸与に関する事業

(9) 小規模企業者等設備導入資金に関する事業

- (10) 中小事業者等の活性化支援に関する事業
 - (11) 中小企業者の経営相談に関する事業
 - (12) 情報の収集、加工、調査分析及び提供に関する事業
 - (13) 中小企業の情報化支援に関する事業
 - (14) 東葛テクノプラザの管理、運営に関する事業
 - (15) 県その他の公共的団体の委託を受けて行う事業
 - (16) その他目的を達成するために必要な事業
- (業務方法書)

第5条 前条第7号、第8号及び第9号の事業の執行については、業務方法書に定めるところによる。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産とされた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会の同意を経たうえ、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、千葉県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 この法人の資産は、理事会の定める方法に従って、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署又は確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算・決算等)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前までに理事会の議決によ

りこれを定め、事業報告及び収支決算は、年度終了後2か月以内に、その年度末の貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。
(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 若干人 |
| (3) 理事長 | 1人 |
| (4) 理事(会長、副会長及び理事長を含む。以下同じ。) | 30人以上35人以内 |
| (5) 監事 | 4人以内 |

2 会長は、千葉県知事の職にある者を充てる。

3 副会長は、理事の互選により定める。

4 理事(会長を除く。)及び監事は、評議員会の意見を聞いて、会長が任命する。

5 この法人に、常勤の理事として副理事長並びに専務理事及び常務理事を置くことができる。

6 理事長、副理事長並びに専務理事及び常務理事は、会長が理事(会長及び副会長を除く。)の中から選任する。

7 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人の会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理する。

4 理事長は、この法人を代表し、業務を掌理するとともに、副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

6 専務理事及び常務理事は、副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、副理事長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理する。

7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第15条 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報 酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員はこの限りでない。

2 常勤の役員の報酬に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(機 能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 収支予算の決定

(3) 事業報告の承認

(4) 収支決算の承認

(5) 業務方法書の制定及び改廃に関する事

(6) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第19条 理事会は、会長が招集する。

2 役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第20条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、副会長が、あらかじめ定めた順位に従い、議長の職務を代行する。

(定 足 数)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の書面審議)

第24条 急施を要する事項については、書面をもって理事の賛否を問い、理事会の議決に代えることができる。

2 第21条及び第22条の規定は、前項の審議に準用する。この場合、書面をもって回答した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事長への委任)

第25条 理事会は、理事会の議決事項のうち必要と認める事項について、あらかじめ理事長に委任することができる。

2 理事長は、前項の規定により委任された事項を決定した場合は、次回の理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席)

第26条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第15条から第17条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

(評議員の職務)

第29条 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(評議員会の招集及び議長)

第30条 評議員会は、会長が招集し、その議長は、出席した評議員の互選により定める。

(理事等の評議員会への出席)

第31条 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(評議員会の定足数等)

第32条 評議員会には、第21条から第24条まで及び第27条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読みかえるものとする。

第6章 顧問及び委員会

(顧問)

第33条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し意見を具申する。

(委員会)

第34条 この法人に、理事会の同意を得て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第7章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員若干名を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為の変更は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、千葉県知事の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する事由によるほか、理事会及び評議員会の議決により解散する。

- 2 理事会及び評議員会の議決に基づいて解散する場合は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得て、千葉県又はこの法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第38条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和49年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、法人設立の日から昭和48年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為の変更は、千葉県知事の認可日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度に就任する役員は、改正後の寄附行為第13条の規定にかかわらず、会長が任命するものとし、平成12年度に就任する評議員は、改正後の寄附行為第28条の規定にかかわらず、会長が委嘱するものとする。

附 則 (平成16年3月18日改正)

(施行期日)

この寄附行為の変更は、千葉県知事の認可日 (平成16年3月30日) から施行する。

附 則 (平成16年7月28日改正)

(施行期日)

この寄附行為の変更は、千葉県知事の認可日 (平成16年9月9日) から施行する。

(別紙)

設立当初役員名簿

理事長	商工労働部長	古川英一
専務理事	中小企業会館常務理事	高山保
理事	千葉県中小企業団体中央会長	勝又豊次郎
理事	千葉県商工会議所連合会長	岩城長保
理事	千葉県商工会連合会長	嶋野忠治
理事	千葉県経営合理化協会会長	鎌倉国松
理事	千葉県機械金属工業組合協議会長	加藤正蔵
理事	京葉地帯経済協議会長	安西浩
監事	千葉県信用保証協会会長	岩澤善一郎
監事	出納局	鈴木清孝